

第2回人権尊重のまちづくり審議会 議事録

日 時：令和元年11月6日（水）午後1時から1時50分まで

場 所：門真市役所 本館2階 大会議室

出席者：

（人権尊重のまちづくり審議会委員）5名 50音順 敬称略

門真市民生委員児童委員協議会副会長	赤井 雅美
大阪大学大学院人間科学研究科未来共創センター 特任教授	榎井 縁
東大阪大学こども学部こども学科 准教授	潮谷 光人
門真市議会議長	内海 武寿
門真市議会副議長	五味 聖二

（門真市事務局）5名

市民生活部長	水野 知加子
市民生活部次長	山田 益夫
市民生活部人権女性政策課長	笹井 麻里子
市民生活部人権女性政策課課長補佐	西田 俊子
市民生活部人権女性政策課職員	佐藤 一紀

次 第

1. 現計画における取り組み状況について
2. その他

（事務局）

定刻になりましたので、ただいまより第2回門真市人権尊重のまちづくり審議会を開催させていただきます。委員の皆様方におかれましては、本日はお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。司会を務めさせていただきます事務局の人権女性政策課長笹井と申します。よろしく願いいたします。

本日は、委員5名のご出席をいただいておりますので、門真市人権尊重のまちづくり審議会規則第3条第2項の規定により、委員総数10名の過半数が出席となり、会議が成立していることをご報告いたします。また、当審議会は、審議会等の会議の公開に関する指針第4条及び門真市人権尊重のまちづくり審議会公開要領に基づき公開となっておりますのでよろしく願いいたします。

本日は前回と変わられた委員につきましてご紹介させていただきたいと存じます。

（委員）

門真市議会議長の内海でございます。

(委員)

副議長の五味でございます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは本日の会議につきまして、前回と同様に議事録の作成を行うために会議を録音させていただいておりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。なお、ご発言の際にはお手元のマイクのスイッチを押してからお願いいたします。押していただきますと小さなランプがつかますのでその状態でご発言いただきますようお願いいたします。

それでは本日の資料の確認をお願いいたします。

まず、次第でございます。

続きまして、門真市人権教育人権啓発推進基本計画推進状況調査シート。

続きまして、人権尊重のまちづくり審議会のスケジュール案。

以上でございます。

資料は全て揃っておりますでしょうか。もし、不足等がございましたら挙手でお知らせいただきますようお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、これ以降の議事進行につきましては榎井会長をお願いいたします。

(会長)

はい。それでは、ここからの進行は私が務めさせていただきます。皆様どうぞよろしくをお願いいたします。

早速ですが、案件に入りたいと思います。前回平成31年2月13日に開催された人権尊重のまちづくり審議会において、人権政策をさらに進めていくには、これまで人権課題についてどのような取り組みを行ってきたのか。何が達成できて、何が未達成のままなのか、社会情勢の変化によって人権課題のとらえ方が変化してきているものはあるのかなどしっかり振り返りを行い、確認する作業が必要であるという意見を出させていただきました。今回、平成16年に門真市人権教育・人権啓発推進基本計画を策定して以来15年、初めて計画の進捗状況調査が行われたということですが、事務局から詳細の報告をお願いします。

(事務局)

それでは報告させていただきます。お手元の門真市人権教育人権啓発推進基本計画進捗状況等調査シートをご覧ください。基本計画にございます内容につきまして、各課題に対する所管課の取り組みについて進捗状況を確認したものでございます。調査項目といたしましては、人権各課題をページ左端の大項目、7つに分け所管課から回答をいただきました。概要ご紹介いたしますと、大項目1といたしまして同和問題と人権、大項目2が障害

のある人、大項目3が男女共同参画社会、大項目4が在日外国人、大項目5が高齢者の人権、大項目6が子どもの人権、大項目7が市民生活に関わるその他の人権となっております。大項目7ではさらに、アイヌの人々、HIV感染者やハンセン病患者、犯罪被害者及びその家族の人権問題、少年事件の被疑者及びその家族の人権問題、性同一性障害、ホームレス、婚外子、個人情報保護、いわゆるインターネットの人権問題について取り上げております。

今回の進捗状況調査により現計画が示す課題数は項目によって違いすぎるということと、各課の取り組みのどこまでを切り取って人権問題、人権課題に関する取り組みと言っているのかといった問題点が見えてまいりました。また、複合的な人権課題を抱えている方が増えてきており、その支援について各課が連携して取り組みを進めていること、所管課ではないものの課題に対する取り組みを行っている課があり、想定より広い範囲で人権の取り組みが行われていること等が進捗状況調査によりわかりました。

今回の調査をきっかけに全庁的に人権の視点が意識づけられたと考えておりますので、引き続きこれらの取り組みについて、進捗管理に努めてまいりたいと考えております。

以上で報告を終わらせていただきます。

(会長)

ありがとうございます。本来、資料を読み込む時間というものを十分お取りできればよかったです。直前にお配りするという事になってしまいました。せっかくですので少し時間をとらせていただき、ご専門分野を中心に結構ですので、ご意見をいただければと思っております。また今日は5名と委員が少ないので忌憚なく自由にご発言をいただければと思います。30ページにもある膨大な資料ですので、ご関心や専門分野を中心にいただきご意見をいただければと思っています。また15年経っていますので、文言の古さとか、偏りなども感じられているのではないかと思います。大変良い見直しの機会を逆に与えていただいたと思っていますので、ご自由にご意見をいただければと思っております。

私の方から一点。単純なミスなので事務局に確認なんですが、60番という番号ですね、市民生活に関わるその他の人権の小項目性同一障害者というものと、65番、全く内容が同じですのでどちらかを削っていいのではないのでしょうか。

(事務局)

こちらのミスでございます。同じ項目を二つ書いてしまいましたので、どちらか一つを削除ということで。内容も申し訳ございません。同じことをそうですね、はい、記載しておりますので。65番の方削除ということで申し訳ございません。

(会長)

皆さんからまだご意見がないようでしたら、今日欠席の委員の方2名の方からご意見を

頂戴しておりますので、少しご紹介させていただく間に、皆さんご準備をいただければと思っております。

1人は、委員さんですね。

(事務局)

事務局の方から委員についてご説明させていただきます。門真地区保護司会の保護司をされておまして、委員からはそういった保護司の立場からご意見と質問をいただいております。内容につきましては3点いただいております。

右側の番号32番、ページ数で言いますと14ページになります。ここで策定時の課題という欄につきまして、65歳まで現役として働くことができるよう、60歳定年の完全定着、継続雇用の推進等と書かれているという点につきまして、現在の状況から見ますと、65歳までの定年というような考え方に変わってきているのか、というようなご質問をいただいております。

続きまして、No.34、次のページになります。No.34につきましては、シルバーボランティアという点におきまして、有償のものがあるのかどうかというところで、ボランティア活動につきまして、無償だけでなく有償もあれば、より意欲的に取り組んでもらえる活動になるんじゃないかというご意見をいただきました。

最後に、59番ページ数27ページになります。少年事件等の被疑者及びその家族の人権問題という小項目につきまして、保護司の立場でも今、取り組んでいただいている点にもかぶるところがございます。ここにつきましては現状や今後について、再犯防止について取り上げてられているということで評価をいただきました。

委員からは以上でございます。

(会長)

はい。ありがとうございました。

もうお一方ですね。近畿大学の人権問題研究所の委員からもご意見をいただいております。

全体的なコメントというような形です。3点ほどありまして、課題の指摘と具体的な方向の関連性が全体的に見えづらいということです。そして、様々な法律との関係において、相談というものと教育・啓発というものがどのように関連付けられるのか、相談体制を充実することによって、相談件数の増加だけでなく相談内容の分析を行って、それを教育・啓発の取り組みに生かしていただきたいというようなことが一つ。

それから、教育・啓発の取り組みを次に生かすような、当事者の参画とか、行動に繋ぐこととか、地域住民活動を応援するとか、住民参加の場をつくるなど、工夫がもっとあればよいというふうに言っていらっしゃいます。

またですね、教育・啓発事業が市政にどう位置付くのかという、一つ一つの事業と市政

の関連性が見えるとより良いのではないかというような話でございます。

委員自身、部落問題に関してご専門ですので、市政の人権の視点から、改善に繋がるというのを、住宅とか医療とか、社会福祉、教育、雇用など全ての課に繋がるというようなことをご指摘をいただいております。

あと、法律を踏まえて、合理的な配慮の促進への言及が具体化されると良いということ。

それから、事務局からもありましたけれども、ここではですね、女性、子ども、外国人、高齢者といった対象者別になってはいますが、集団内における多様性の視点っていうのが必要になってくるといようなご指摘をいただいております。

委員からは以上ということで、以上2人の欠席の委員からのご意見をご紹介させていただきました。今から皆さんはご出席の委員の中で、どなたでも、どんなことでも結構ですので、お気づきになられたことをご意見等ございましたらご発言いただけますと幸いです。よろしく申し上げます。

はい。では委員。

(委員)

平成16年の策定時の課題という事で、課題と本市の取り組みと担当課をまとめていただいているんですけども、この間にいろんな事業、新しい事業とかされてると思うんですね。例えば、子どもの人権ということで、貧困対策っていうので、こどもの未来応援ネットワーク事業の取り組みとか、府からかなり注目されて取り組んで、補助金もいただいて取り組んでいる事業もあるので、項目で言うと52番にあったのかなあっていうふうだと思うんですけども、こういうふうな新たな事業を起こした取り組みっていうのも入れていった方がいいのかなっていうふうに感じました。あと、これどうなんかちょっとわからないんですけど、2015年の9月に世界的なレベルでいろいろ目標達成しようということで、SDGsという17項目の目標立てて、国際的に取り組んでいこうというふうな取り組みもありますので、それを市の取り組みとしてどこまで落とし込んで行くのかっていうのは今後の課題になると思うんですけども、これは世界的な一つの視点っていうか目標としてるところだと思うので、こういう視点も入れていけばいいのかなっていうふうに感じました。

(会長)

二つの視点、こどもの未来応援ネットワークみたいな新しい事業、あるいはSDGsという、サステナブル開発目標というやつが2015年から2030年を目標に掲げられていますけれども、市としてこれに関してどうなのかっていう辺りを入れてほしいという。ご意見でした。ありがとうございます。

どうぞ。

(副会長)

今、ご意見ありましたようなSDGsに関しては府の方も進めている状況もありますので連動してこちらの市の中にも、何らかの形で位置づけないといけないかなというふうには思います。あと、先ほど委員の方からお話ありましたように、その人権相談の中での機能みたいなのがもうちょっと前に、まあ今実態報告なんでなかなか出にくいかもしれませんが、推進方針が出てくる中にはこういうふうな体制でそれぞれの分野をカバーしてたり、連携のある部署はここなんだとかですね、この会議と強く連携していたりとか、あとは研修会にこういうのやっているとかなですね、そういったものが前に来るような形ってというのがやはり大事なかなというふうに思います。今回の取り組み状況についてで言うとですね、ちょっと障がいの分野が、僕が専門なんですけど、えらい少ないなっていうのが気になります。かなりですね障がい分野新しい機関もできておりますし、サービスも変わっておりますのでそういったとこで、言えることたくさんあると思いますんで。その点また、情報収集していただけたらなというふうに思います。特に門真市の場合ですね、虐待防止センターもね、機関の方に作っていたりというのがありますし、生活支援拠点事業も今年から始まっております。そういった新しい取り組みの中での人権対応ということもあると思います。あと気になるのが、障がい分野においては児童のね、位置づけというところが少し弱いかな。やはり特に最重度の医療的ケア児の子どもたちの支援というところでの位置づけですね、これ他市と連携していかないといけない部分もありますので、きっと障がい児福祉計画の中でもね、位置付けられていると思いますけどその辺りもちょっと触れていただく必要があるのかなというふうに思いました。あとはやっぱり差別解消法も出てませんので、障害者差別解消法、また虐待防止法についてもですね、どっかで触れていただけたらなというふうに思います。あと実際の人権相談でね、よく扱っているのは引きこもりの事例なんかがすごく多いですけど、その辺りがちょっと見えにくいかなというふうに思いました。

以上です。

(会長)

はい。ありがとうございました。

障害者差別解消法、同時に、ヘイトスピーチも。三法ありますので、それも含めて考えていただければと。他にいかがでしょうか。

(委員)

細かなところでのお話というわけではないんですけども、これ自体が出来上がったのが約15年前、そこからその当時の国民の関心、あるいは国勢、メディアで取り上げている情報がやはりここの中に反映されていると思うんですが、まず市の取り組みに関してはこの冊子にまとめるというところで細かくは書けてはいないと思っています。ざっくりとした形でこういう取り組みをしました、こういうふうに課題を感じていますというような形

で書いてますので、ここからなかなか読み取ることも難しいなという思いもあります。今の状況になってくると 先ほど副会長もおっしゃられた障がい者の話もそうですし、議長のおっしゃられた話もそうですし、今の現状にそぐうような形の内容に変えていかなければならない。これはもう 15 年前の内容で今までやってきてますから、ここの部分に関してはしっかりとやっていかなければならないと思ってますし、今後我々が考えていくこととしては、新たな人権尊重に則した形のものを作り上げていくという思いでいます。一つ一つの項目に対しての話ではないですけども、今後どういうふうにしていくかというところで、お話を終わらせていただきます。

(会長)

ありがとうございました。他にいかがですか。

(委員)

民生委員としましては、ここに書かれております高齢者、障がい者、子ども、その他も全て関わっております。一つ一つ個別の問題で関わっておりますので、こういう形で作っていただくのですから、どう繋げていったらいいか、一つの問題をどこの課へどういうふうに繋げていったらいいかというのがよくわかるような形を作っておいていただきたいです。本当に多種多様な問題に対応しますので。そうしていただくと本当に助かります。全て人権問題ばかりです。

(会長)

はい。ありがとうございました。副会長の方からも同じような機能とか体制というものを前面に出して欲しいと。どのように連携してるかということも示して欲しいというようなことがあります。委員も現場でいつも困っていらっしゃるんだと思います。

(委員)

一番大きな課題です。それがよくわかるようにしていただければ。

(会長)

ありがとうございます。理念だけではなく、具体的にどう解決していくのかというところに踏み込んでいただきたいというような話でした。まだまだその他たくさん出てくると思いますが、私の方からも少し気がついたことを申し上げたいと思います。

出ておりましたように、障がいのある人に関する項目が1つだけということ。それから私の専門に近いのですが、在住外国人の問題も大分古くなっています。これがつくられた頃は、参政権について結構言われていましたが、その後曖昧にされて今に至っています。ここ踏み込むかどうか。また、今ヘイトとかSNS上の様々な差別が結構出ていますので、

そういったことも触れていただきたいと思います。高齢者の問題についても、質がだいぶ変わって、高齢であるだけじゃなくて認知症とか障がいをお持ちであるとか、そういう視点が必要だろうと思います。同時に、多分この中に全然出てこない、防災と人権の問題もありました。例えば、避難所にホームレスの人が入れなかったり、認知症の方の避難はどうするのかなど、特に公的な施設に関して人権の問題がでてくると思います。人権をきちんと視点に入れた、防災対策であるとかその避難所における特に不利益な状況に置かれた人たちをどうしていくのかみたいなのところもおさえていただければと思います。また取り組みの方にかなり書いていますが、性同一性障害者の文言は今使われておらずS O G I などになっていますが、言葉遣いもぜひ見直していただきたいと思います。それによって市全体の取り組みの姿勢みたいなものも見て取ることができるので、新しく変えていくときには、それこそ細かなところもチェックは必要ですが、考えていただきたいと思っています。私からは以上です。事務局の方で何か、特にこういうところで意見が欲しいとか、今言った委員の意見に加えてっていうようなところがございませうでしょうか。

(事務局)

はい。先日、市の人権施策推進本部幹事会ということで、課長級が集まりまして、この内容について意見を交換するという場がありました。その中でもやはり課題ごとに分かれた、人権課題というのは、課ごとに対応するというのはなくなってきたというわけではないんですけども、複合的な課題を抱えていらっしゃる方が増えてきているので、そういった対応について取り組みを進めていかなければいけないという話が出ていました。あと委員の方からもありましたように、住宅の問題というのもありますので課題に対して、その専門の課だけが取り組むのではなくて、全庁的にいろいろな課題に対しての取り組みというのを考えていく必要があるというような意見も出ておりました。副会長も会長もおっしゃっていただいたんですけども障がいの課題の件数が一つしかないということで申し訳ございません、現計画の中から読み取れた課題というのがこの一つしかありませんで、やはり16年前ということもございましたので、課題によって偏りがある、そのときの注目された内容についてがやはり濃く書かれていたっていうことがあります。次期計画を考えていく中ではその辺の整理というのを進めていきたいと考えております。事務局からは以上です。

(会長)

前段に当たるところだと思いますけどそのSDGs、それから、障害者差別解消法、部落差別解消推進法それからヘイトスピーチ解消法の三法ですね。その辺りの他に何か懸案しないといけないような、もととなる考え方みたいなのところはありますでしょうか。

(事務局)

SDGsについての考え方というのは市の総合計画の中でも、各課題について、考えていくということになっておりますので、人権の課題の中にもそれは取り組んでいくという方向で考えていきたいと考えております。三法もそうですし、アイヌの件もそうですし、人権関係の法が整備されていくので、そういった最新の情報というのも収集していく、そして次期計画の中にも取り込めるものについては取り組んでいくというふうに考えております。根本となるものとしたしましては、今の人権の課だけでなく、先ほども出てきました住宅の話もありますように、住宅確保要配慮者ですとか、各課の取り組みの中にも人権の視点を持った取り組みというのが多く進められていますので、その辺りの情報も今全てを把握しているわけではありませんので各課の計画等々も確認しながら、情報提供をいただきながら、取りまとめて整理を進めていきたいと考えております。

(事務局)

あと1点、考え方とかそういうのではないんですけども、15年前にはなかったような、今のインターネットであるとかスマホであるとかそういう環境が変わってきてますので、そういうこともやっぱり一つ考えながら、計画等も作っていかねばというふうには感じております。

(委員)

今後計画を作っていくにあたって、大阪自体がどのような状況になっていくかっていうところも考えの中に一つ必要になってくると思います。例えば万博もしかりですけども、今後IRが入ってくるのであれば、依存症に関わる部分も出てくるでしょうし、交通機関もそうなるのかなど。いろんな部分で今、命にかかわること、あるいは、高齢者を中心として考えていかなければならない部分も出てくると思いますので、そういったところを含めた中で、今後人権に係る部分をしっかりと考えていただければ。今後外国人労働者が増えてくる中で、どう対応していくのか。門真は帰国子女の受入れもありましたから、中国の方、日本人ですけども、中国におられた方もこられて、地域によっては生活状況は一変したっていうのもありますから、そういう経験を生かした中で、考え方の中に入れていってもらえればなという思いもあります。

(会長)

ありがとうございます。その辺は、次ぐらいに事務局の方で、この15年の変化であるとか、門真市の状況であるとか、大阪でどうなっていくのかっていうあたりが出てくるというふうに思っているのでしょうか。

(事務局)

はい。またスケジュール後ほどご説明させていただきますけれども、今現状こうである、

大阪の状況がどうであるといったことにつきまして、まとめてまたご報告させていただきたいと思います。

(会長)

ありがとうございました。他に、なんでも気づいたことを、お願いしたいと思うんですけども。

(副会長)

先ほどちょっと言っていたいただいた総合計画とこの人権の方の関連がどういうふうになっていくのかっていうとまた次回、出していただけたらなと思います。それで、ちょっと気になるのが、人権相談の現場でいうと色々な課であったり、色々な人と結びつきながら、課題解決をやっていかないといけないんですけど、そんな会議をどのような形で設定したらいいのかって結構苦労されてるんです。今、大阪市の方も課題は課題としてまだあるんですけど、市なんかは繋がる場って言って、複合的問題を区でいろんな方、専門家呼んで会議できるという会議を設定しています。そういう複合的課題を会議ということで、どのような形に持っていくことできるのかっていうのを今各市町村で整理している段階なんですね。これを地域ケア会議、高齢者の地域ケア会議でやるところもあれば、そういった共通の場っていうのを別に作ってやっているところもあったりするんで、そのあたりは門真市でどういう方向性でやっていくのかっていうことをきちっと見定めていて、そこにちゃんと人権が食い込んでいかないと。結構繋がりあって会議してってというのが難しくなるような状況も、場合によっては置いてかれると、あり得るんで、そのあたりしっかり入っていくので大事なかなというふうに思っております。

(会長)

他いかがでしょうか。委員から先ほどありましたように、多分外国人のことはこれからだいぶ変わっていくと思われま。技能実習で来られてる方も大分増えていると思います。特に入管法が変わったこともあり、以前は中国からの引き揚げ者の関係の方、中国帰国者が多かったと思います。自立支援通訳という文言も、多分旧厚生省の政策だと思えます。今はだいぶ状況が変わっていて、若い労働者も増え、同時に、子どもたちの様相も大分変わっていくと推測されますので、内なる国際化、外国人とどう共生していくのかについて、多数の中小企業との関係や、高齢化との関係もきちんと見定めていただきたいと思えます。

(副会長)

今の話で言うと何か在日外国人という名称もどうなのかなっていう。最近、滞日外国人とかね、そういう言い方もされてますが、外国人労働者っていう形で言った方がいいのかもしれないですけど。うちの学生もそうですけど、外国人の学生、門真から通ってる学生

多いなという印象です。留学生ですね。ほとんどが介護関係の勉強している外国人になりますけど、多いですね。やっぱり、技能実習生なんかもそうですし、今後、介護福祉士を取ってですね、在日資格を通過して長年住むという外国人も増えていきますので、そういったところでの人権というところでは、どっかでまた触れていかないといけないかなというふうに思います。

(委員)

これちょっと、どの項目にあたるかっていうのはわからないんですけど、例えば、門真のイメージがあまり良くない。他市からのね。これは門真市民にとってはすごく人権侵害だという思いが、昔から持ってるんですけども、門真の今の現状を正しく伝えるような形での大項目があればなど。今の状況も含めて、門真はこれだけ住みよい街ですよ、いい街ですよというところを前面に引き出せるような形でのものがあればありがたい。

(会長)

どうしても人権の、こういう基本計画って横並びっていうのがすごく印象としてあるんで、大阪府内の他の市町村を見ながらっていうのですね。そうでなく、やっぱりいいところっていうか、前段、門真の住みやすさっていうものをちゃんと入れてほしい、またそういう街だからこそ、人権もちゃんと守られてますよっていう積極的な意思表示であって欲しいというご意見、ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。

(副会長)

はい。現計画を見てて、もしかしたらあまり細かいところとか、そういった表現どうなのかなと思うんですけども、子どもの人権ということで、例えば、いじめの取り組みとか、大きい表現ではしてるのかなというふうに感じているんですけども。あと法律もだんだん変わってきてる、体罰とかしつけとかの問題で、何年か先には民法にも懲戒権でしたっけ、親が子供を戒めるのに使う権利みたいなものを見直しもされるっていうふうな流れにきているので、そのへんの取り組みなんかも、今大きくは書かれているのかなというふうなイメージはあるんですけども、そこをどこまで各論的に書くのかっていうのは課題あると思うんですけど、その辺の視点もちょっと入れたらどうかなっていうふうに感じました。

(会長)

ありがとうございます。いじめ、体罰、虐待みたいなものも大変今、大きく取り上げられているので、大事な視点だと思います。

(委員)

事務局にお尋ねしたいんですけれども、この大項目も含めて削る部分もありますけれども、おおよそ削りにくい内容のものばかりだと。時代が変わるごとに一つ一つ増えてきてるとは思うんですけれども、どこまで増やすのか、どこまでできるのかっていうところをじっくりと吟味しながら、項目を作ってってもらいたいと思うんです。今、頭の中で想像しているだけでもかなり増えるとは思いますが。そのところを、一つの項目がきちっとできるような形で、曖昧にならないようなものを作ってもらうようお願いしたいです。

(会長)

その他いかがでしょうか。基本計画を策定するに当たって、こんなことを初めてやってみたということなので、多分すごく、どこまでっていうのもあると思うんです。逆に市がどこまで本気にしてやるのかと、お題目だけでたてるじゃなくて、実際にチェック機能というんでしょうかね、実際にそれぞれ担当課なり複合的な課がですね、自分たちでチェックできるような、具体的にチェックできるようなものとしての計画を立てていく。逆にこの計画を立てて、こういう形でちゃんとチェックができるんだっていうようなものにしていかないといけないっていうことですね。そのあたりが今問われているという話だと思います。絵に描いた餅を作る必要がないというようなお話だったんじゃないかなというふうに思います。

他いかがでしょうか。事務局としてはどうですか、もう少し出してほしいという感じですか。それでは、ご意見いただき本当にありがとうございました。案件については以上とさせていただきます。

(会長)

続いてその他として事務局より何かございますでしょうか。

(事務局)

はい。本日の審議会でお伺いいたしましたご意見等につきましては次期計画に反映できるよう検討してまいります。続いて今後のスケジュールについてご説明させていただきたく存じます。人権尊重のまちづくり審議会スケジュール案をご覧ください。次回審議会につきましては、令和2年3月を予定しており、計画策定の手法や盛り込むべき視点、計画の構成といった新計画策定方針についてご説明させていただきたいと考えております。また意識調査の項目案等についてもご報告させていただきたいと考えております。

以上でございます。

(会長)

今の内容について何かご質問等はございませんか。よろしいでしょうか。ご質問等がな

いようですのでこれもちまして審議を終了いたします。円滑な議事進行にご協力いただきありがとうございました。これで議長の任を終わらせていただきます。

(事務局)

ありがとうございました。それでは第二回人権尊重のまちづくり審議会を閉会させていただきます本日はありがとうございました。

(終了)